

## 控訴について

今回の記事では、判決が下された後によく伴う過程である、控訴について説明したいと思います。

民事訴訟における陪審裁判についての記事ではサンディエゴの上級裁判所で私が最近終了したばかりの陪審裁判を例にして説明しました。ここで明確にしておきたい事は上級裁判所というのは州の裁判所の機関であり、連邦裁判所とは別の機関であるということです。控訴裁判所も同様で、州の控訴裁判所と連邦の控訴裁判所は別々の機関です。州の控訴裁判所と連邦の控訴裁判所は類似した点多々ありますが、この記事の中で私の経験を例として紹介する控訴の過程は州の控訴裁判所におけるものです。

州の裁判所制度は三段階の機関に分かれています。裁判が行われるレベルの裁判所は上級裁判所と呼ばれ、その上の機関は控訴裁判所です。控訴裁判所は6つの地区に分かれており、サンディエゴは4地区にあたります。そしてその上のレベルは最高裁判所となり、カリフォルニア州において最上級の控訴裁判所です。

アメリカの法律のシステムはとても興味深いものです。あまり知られていないことですが、法律と一般に呼ばれている物の中心は実は制定法と判例法の二種類からなりたっています。つまり、立法府により制定されたのが制定法で、控訴裁判所と最高裁判所による制定法の解釈が判例法というわけです。ときに、異なった地区の控訴裁判所において矛盾した法の解釈が発生します。例えば、2地区の控訴裁判所ではXが法である、という判例法となり、4地区の控訴裁判所ではOが法である、となった場合、この2つの同レベルの裁判所の判例法は矛盾している事になります。このような事態が生じた場合、そしてその争点が重要なものであった場合、最高裁判所が最終決定を下し、その決定が最終的な判例法となります。

裁判が行われるレベルである上級裁判所は制定法と判例法について日々、沢山の決定を下します。そして、ときに上級裁判所での決定は的確なものではない事もあり、その決定はくつがえされる必要がある場合もあります。ここで契約違反に関する事件での私の最近の経験を例に上げたいと思います。私は原告側弁護士としてロサンジェルス上級裁判所が管轄である事件の弁護士活動をしていましたが、ロサンジェルス上級裁判所は原告側は保険に関する契約が存在した事、また被告のうちの一人は被告である法人の関係者であった、という事を立証するに十分な証拠を提示する事が出来なかったとし、原告側の申し立てに反し、被告側を勝訴としました。

しかし、私は私の法の解釈と証拠の解釈は正しいという事を強く確信していましたので、控訴裁判所に控訴をしました。通常、控訴をする訴訟当事者は判決が下されてから60日以内に控訴をする事が出来ます。控訴の書面を裁判所に提出した後、私は上

級裁判所に保管されている事件の関連書類の写しを控訴裁判所に転送するよう要請しなければなりませんでしたが、その費用はとて高額なものでした。

控訴の過程で必要な全ての書面を揃えた後は控訴摘要書を作成しなければなりません。この控訴摘要書は、事件に関連するすべての事実、証拠、法律に関する論議を記した本のようなものであり、なぜ上級裁判所の裁判官の決定は適当なものではなかったのかを論議するものです。また、控訴摘要書は他の証拠物件により証拠立てられなければならない、事件を裏付ける全ての書類が集められている追加の本も一緒に提出しなければなりません。原本を裁判所へ提出する際は同様のものを4部提出します。また、控訴摘要書に答弁をする被告にも同様の物が一部送られます。この控訴に関連する書面の作成方法は法により厳しく制限されており、例えば控訴関連書類は必ず表紙をつけるなど装丁されたものでなければいけません。また、その表紙の色も定められており、控訴摘要書は緑、被告のその返答は黄色、そして、控訴者がさらに被告の申し立てに対して書面を作成する場合それは茶色の表紙でなければなりません。

控訴関連の全ての書面が裁判所に提出される過程が終了するまでおよそ3-6ヶ月かかります。全ての書面が提出された後は控訴裁判所がおよそ3-6ヶ月かけて、全ての関連書類を再調査します。関連書類の再調査と法の調査を終了した後、控訴裁判所は口頭弁論を許可する事を通知します。控訴関係者には裁判官の前で限られた時間の中で簡潔に口頭弁論をする機会のみ与えられます。しかし、全ての法や事実を控訴書面の中で十分に提示しているのであれば、多くの弁護士は口頭弁論をしません。口頭弁論の機会が与えられた後は数週間以内に決定がくだされその通知がされます。

決定が下された後、敗訴した側はさらに最高裁判所へ控訴する機会を与えられます。最高裁判所への控訴が成されなかった場合、上級裁判所にRemittiturと呼ばれる通知がされ、控訴裁判所での決定と上級裁判所に対する指示についての説明が送られます。

私のケースでは、上級裁判所の決定は控訴をする事により完全に覆され、控訴裁判所は上級裁判所に私のケースを裁判するよう、命令をくだしました。Remittiturが控訴裁判所から上級裁判所に送られた後、私は事件に関して控訴の理由となる決定を下した裁判官が選任されたため、Peremptory Challenge(絶対的忌避: 選任された裁判官の下では公平な審理が受けられないとして、裁判官の変更を求める申し立て。)をし、その結果、私のケースは他の裁判官が私のケースを担当することになりました。

また、控訴裁判所は私の依頼人が控訴の為に必要とした費用は被告側が弁済するよう、命令をくだしました。このケースは現在裁判準備中であり、7月下旬にはロサンジェルスで裁判が行われる予定です。

(この記事は参考として一般的な概要を皆様にお伝えすることを目的としたものであり、  
個々のケースに対する法律上のアドバイスではありません。)